

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）慢陀羅池地区）計画を平成30年4月11日定めた。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成30年4月20日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成30年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造